

【陳情書の取扱基準】の追加についての陳情書

1. 陳情の要旨及び理由

大磯町町議会提出「陳情書」は、書面審査であると知らされている。

書面審査は、記載されている文面によるのみにて、議員に判断を委ねる事を意味すると解釈すると、虚偽の記載がある場合は、議員の判断は、正常に欠ける。

「陳情書」の文面に、虚偽記載ある事は、許されるべき事ではない。

しかしながら、虚偽記載ある「陳情書」が、本議会にて議決された場合には、議決は「不可侵」であるだけに、虚偽記載事項は、真実であるとの認識が変わる。

現実には、2011/10/23 TV 放映の動機となった。虚偽記載陳情書が、町民によりTV局に持ち込まれた事があった。理由の一つでもある。

2. 陳情事項

陳情の取扱基準は、現在、「1～6項」が制定されてるだけである。
下記の「7項目」を追加させる事を陳情致します。

【虚偽の記載があり、議会の信用と権威を失墜させるもの】

特別併記：

「虚偽記載事実が明確になった保管陳情書は、議会関係委員会における審議により「陳情書廃棄」処分出来るものとする」

令和2年11月13日

大磯町議会議長
高橋 英俊 様

住所 大磯町西小磯 1473-16

氏名 石澤 清司
(赤坂台第2,3,4階段地権者)
(元大磯興発(株)清算人)

電話 0463-61-3845